

すぎなみ地域コム利用規約

改定 令和2年10月1日杉並第34426号
令和6年10月22日杉並第40501号

令和4年7月1日杉並第20826号
令和7年4月21日杉並第04241号

(目的)

第1条 本規約は、杉並区(以下「区」という。)が設置・運営する地域団体情報サイト「すぎなみ地域コム」(以下「本サイト」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるとともに、第2条に定める登録団体及び閲覧者が遵守することを規定します。

(定義)

第2条 この規約において使用する用語は、以下のように定義します。

(1) 登録団体

本サイトを利用する所定の登録手続を完了した団体

(2) 閲覧者

本サイトを一時的に閲覧する一般利用者

(3) 個人情報

氏名、住所、メールアドレス、本サイトが提供する各種サービスへのアクセス記録又は個人別に付与された番号若しくは記号、その他の手段により個人を識別可能な個人に関する全ての情報

(4) 運用事業者

本サイトの運用保守を行う事業者

(5) 受付事業者

本サイトの受付業務を行う事業者

(6) 団体個別サイト

本サイトが用意する、登録団体が独自で管理、運営するサイト

(7) ポータルエリア

本サイトの団体個別サイト以外の部分

(8) フェイスブック

Meta社が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)

(規約の遵守)

第3条 各登録団体及び閲覧者は、この規約を承諾し、この規約に従うものとします。

(登録団体資格)

第4条 本サイトで情報発信できる団体は、すぎなみ協働プラザの登録団体のみとします。団体の登録は、以下の(1)から(8)の全ての要件を満たす場合又は区が登録を認めた場合にできるものとします。

(1) 杉並区内で非営利かつ公益的活動を行う団体であり、その活動が、区民が参加できる又はサービスを受けることができるものであること。

(2) 団体の目的が親睦や会員同士のみの活動ではなく、広く公益に資するものとなっていること。

(3) 団体の構成員が5人以上いること。

(4) 定款又は会則と構成員名簿を備えていること。

(5) 団体の責任者及び連絡責任者がいること。

(6) 政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。

(7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律[平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。]第2条第2号に規定す

る暴力団をいう。)又は暴力団員等(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。)の関係団体でないこと。

(8) その他、区が不適切とした団体でないこと。

(登録時の団体情報・個人情報)

第5条 「登録団体」として登録時に提出された情報のうち、本サイトの団体概要ページ掲載情報及び担当者の連絡先については、区が所有するものとし、本サイトの団体概要ページ及び団体個別サイト運用の目的に限り運用事業者へ提供します。その他登録団体の承諾のある情報以外は、原則として外部提供を行いません。

2 登録団体による登録情報の全項目に関して、いかなる虚偽の申告も認めません。

3 各登録団体の登録情報に変更が生じた場合、登録団体は速やかに所定の手続を行うものとします。

(団体個別サイトについて)

第6条 SNSアカウントを含め、当初独自の公式サイトを運営していない登録団体に限り団体個別サイトの設置を区に申し込むことができます。団体個別サイトは、登録団体が独自で管理し、運営は以下の(1)から(8)を遵守することとします。

(1) 団体個別サイトの引渡しにあたっては、必ず一度操作説明会に参加すること。

(2) 団体個別サイトは、あらかじめ設定された仕様を活用すること。

(3) ウェブ管理者を設置の上、サイト運営は団体が独自に行うこと。

(4) 閲覧者からの問合せには迅速に対応するよう努めること。

(5) セキュリティに関する情報を自ら把握し、必要に応じ対策を行うこと。

(6) 情報発信を長期間(団体個別サイト引渡し日、又は最終更新日より180日以上)更新しない場合は、その理由を分かりやすく団体個別サイト内に明示すること。

(7) 1年以上更新しない場合は、区に返却すること。

(8) 団体活動を休止、又は解散する場合は、必ず事前に受付事業者へ届け出て以下の対応を行うこと。

・団体活動を休止する場合は、団体個別サイト内に、その旨明示すること。

・団体を解散する場合は、団体個別サイトを区に返却する手続きを行うこと。

2 前項の規定に違反した場合、区は該当の団体個別サイトに対し、その状況の如何を問わず閉鎖措置を実行できるものとします。

(登録団体の禁止事項)

第7条 登録団体が本サイトを利用する場合は、次の各号に該当する又はそのおそれのある行為を禁止します。区は、それらの行為があった場合は、登録団体の承諾を得ることなく掲載情報の削除や本サイトの利用を禁止することができるものとします。また、区は、登録団体のそれらの行為により生じた区に対する全ての損害の賠償を求めることができるものとします。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 区又は他の団体若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産を侵害する行為
- (3) 区又は他の団体若しくは第三者を誹謗、中傷、差別する行為
- (4) 区又は他の団体若しくは第三者の肖像権やプライバシー権、利益、名誉等を侵害する行為
- (5) 区又は他の団体若しくは第三者に不利益を与える行為
- (6) 法令に反する行為
- (7) 政治活動、宗教活動、営利活動又はこれらに類似される行為
- (8) 本サイトの運営を妨害する行為
- (9) 他の登録団体になりすまして情報発信する行為
- (10) 本サイトのログインに必要な情報を第三者に提供・譲渡する行為
- (11) 団体個別サイト内に、問合せ・申込みフォーム等を設置し、団体個別サイトを経由して個人情報を収集する行為
- (12) その他、区が不適切と判断する行為

(ログインID及びパスワードの管理)

- 第8条 本サイトに登録したID及びパスワードの管理は、登録団体が責任をもって行うものとします。
- 2 本サイトのID及びパスワードの譲渡、貸与、名義変更、売買などの行為は一切できません。
 - 3 区は、本サイトのID及びパスワードの使用上の過失及び第三者の利用に伴う損害の一切の責任を負わないものとします。
 - 4 ID及びパスワードの紛失・問い合わせを繰り返される場合は、地域コムの利用を停止させていただくことがあります。

(著作権等)

- 第9条 本サイト閲覧者は、事前に区又は著作権者の特段の許諾がある場合を除き、原則として、本サイトを通じて入手した著作物を著作権法で定める私的使用的範囲内でのみ利用できるものとします。
- 2 本サイトのポータルエリアに掲載された情報の著作権は登録団体に帰属しますが、区はその情報のうち、フェイスブックでの配信に適した情報を本サイトのフェイスブックで転載できることとします。

(登録の解除)

- 第10条 登録団体は、登録を解除する場合、所定の手続に従い受付事業者に届け出るものとします。
- 2 第4条で定める登録団体の資格がなくなった場合、当該団体の団体概要ページ、団体個別サイトのある場合は団体個別サイトを非公開とすることができます。

(サービスの中断、停止、削除)

- 第11条 区は、次のいずれかに該当する場合、登録団体及び閲覧者の承諾を得ることなく、サービスの一部又は全部を一時中断、停止、削除する場合があります。

- (1) システム定期保守、更新又は緊急の場合
- (2) 火災、停電、天災などの不可抗力により、サービスの提供が困難な場合

- (3) インターネットを通じての不正な侵入により、サービスの提供が困難な場合
- (4) その他、不測の事態により区がサービスの提供が困難と判断した場合

2 サービスの中断等により、登録団体及び閲覧者に不利益、損害が発生した場合、区はその責任を負わないものとします。

(サービス内容の変更、追加、中止)

第12条 区は、登録団体及び閲覧者の承諾を得ることなく、サービスの内容を変更、追加又は中止する場合があります。

(区の免責)

第13条 区は、理由のいかんを問わず、本サイトのサービスの提供の遅延、中断、停止、変更等に起因して登録団体及び閲覧者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

2 区は、閲覧者が本サイトを通じて得た情報等の正当性、有用性等について、一切の保証責任を負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた損害に対しても、区は、一切の責任を負わないものとします。

3 閲覧者は、本サイトを通じて提供される情報に關し、登録団体又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、区に損害を与えないものとします。

(所轄裁判所)

第14条 本サイトの利用に關して、区と登録団体、又は区と閲覧者との間に、訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とします。

(規定内容の変更)

第15条 区は、合法的かつ一般的良識から逸脱しない範囲で、本規定内容の一部を登録団体及び閲覧者への通告なしに変更する場合があります。

附 則

この規約は、令和2年2月1日から施行します。

附 則（令和2年10月1日杉並第34426号）

この規約は、令和2年10月1日から施行します。

附 則（令和4年7月1日杉並第20826号）

この規約は、令和4年7月1日から施行します。

附 則（令和6年10月22日杉並第40501号）

この規約は、令和6年11月1日から施行します。

附 則（令和7年4月21日杉並第04241号）

この規約は、令和7年5月1日から施行します。